

3 大都市圏の地域範囲

大都市圏は、「中心市」及び「周辺市町村」によって構成されている。
中心市と周辺市町村の設定基準は以下のとおりである。

(1) 「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市とする。

ただし、「中心市」が互いに近接している場合は、それぞれについて「大都市圏」を統合して一つの「大都市圏」とする。

(2) 「周辺市町村」は、「中心市」への通勤・通学者数の割合が、各市町村の人口の1.5%以上であり、かつ「中心市」と接続している市町村とする。

ただし、「中心市」への通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても、その周辺が「周辺市町村」の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、「周辺市町村」とする。

なお、この速報集計では、次の三つの大都市圏について集計した。

・ **関東大都市圏**

中心市：さいたま市、千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市及び相模原市

・ **中京大都市圏**

中心市：名古屋市

・ **近畿大都市圏**

中心市：京都市、大阪市、堺市及び神戸市

平成 25 年住宅・土地統計調査 集計結果公表予定

速報集計結果		平成 26 年 7 月 29 日
確報集計結果	都道府県編	平成 26 年 10 月～平成 27 年 2 月頃 (都道府県ごとに順次公表)
	全国編	平成 27 年 2 月頃
	大都市圏・都市圏・距離帯編	平成 27 年 3 月頃

- ◆「住宅・土地統計調査」の詳しい結果を御覧になる場合は、次の URL を参照ください。

<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.htm>

- ◆この冊子は、次の URL からダウンロードできます。

<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/tyousake.htm#1>

- ◆この資料に掲載されている解説文、図等の情報を引用・転載する場合には、出典の表記をお願いします。

出典：「平成 25 年住宅・土地統計調査速報集計」（総務省統計局）

【問合せ先】

総務省統計局 統計調査部 国勢統計課 住宅・土地調査第二係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

担 当 : 平澤補佐, 鮫島係長

電 話 : 03 (5273) 1005

FAX : 03 (5273) 1552

Eメール : c-jyuuchou2@soumu.go.jp

統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/>

政府統計の総合窓口 (e-Stat) URL <http://www.e-stat.go.jp/>